

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	齋田文雄
登録番号又は法人番号	93181010
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	新潟県新潟市内野西1丁目3番28号
処分年月日	令和6年7月5日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>長期会費滞納  新潟県行政書士会会則第21条による納付すべき会費を正当な理由なく長期間滞納した。  よって、行政書士法第13条に違反。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>新潟県行政書士会会則第22条（会費滞納者に対する処分の手続）  新潟県行政書士会会則第92条（会員の処分）  新潟県行政書士会会則第93条（個人会員の処分の種類）</p>